

2016.09.30 : 平成 28 年 第 3 回定例会 (第 6 日) 本文

1 番 (幸野おさむ君) 議案第 91 号、平成 27 年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党国分寺市議団を代表いたしまして、反対の立場で討論いたします。

(~ 中略 ~)

国分寺まつりの問題についてです。平成 27 年度と平成 26 年度に行われた国分寺まつりにおいて、国分寺 9 条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会が出店を拒否されたことに関して、ことしの 8 月に東京弁護士会は、表現の自由の侵害だと。すなわち人権の侵害があったとして、出店を拒否しないよう実行委員会に要望書を提出するとともに、国分寺市に対しても、実行委員会に出店を拒否しないよう働きかけることなどを記した要望書を提出しております。国分寺市は、この要望に対して、いまだに何の検討も行わずに、今後についても未定だと答弁しておりましたが、全く不誠実な態度だと言わなければなりません。東京弁護士会は弁護士法に定められた全国の単位弁護士会の中でも最大の弁護士会であり、7,000 人を超える会員を持ち、国分寺市も附属機関の委員の推薦などの際には、東京 3 弁護士会を通じて、さまざまな協力を依頼している弁護士会であります。その東京弁護士会からの会長名で出されている要望書であり、国分寺市に対して人権侵害を是正すべきだと断罪されるなど、一般的な要望とは全く重要性が異なる要望書が出されているにもかかわらず、何の回答もしなければ検討もしないというのでは、国分寺市の見識が厳しく問われるものと言わなければなりません。国分寺市が掲げている人権擁護や人権の尊重などといった政策についても、誰からも信用されなくなることも懸念されます。ここは国分寺市に対する信頼が問われておりますので、これらの要望に関して、早急に対応するよう求めておきます。

19 番 (岩永康代君) 議案第 91 号、平成 27 年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、国分寺・生活者ネットワークを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

(~ 中略 ~)

次に、国分寺まつりについてです。

これまで会派としても、市民のお祭りで市民が二分されてしまっている現状に対して、市の責任において、解決に向けた道筋をつけていただくことを求めてまいりました。先月、東京弁護士会から国分寺市に対して、人権救済申立事件についての要望書が出されました。その内容は、実行委員会が 3 団体に対して、政治的な意味合いを持つとの理由で、出店、イベント参加を認めなかったことについて、国分寺市がそれを黙認するだけでなく、漫然と市報に出店の広告を掲載して、実行委員会の判断を助長したことは、表現の自由を侵害するものであるというものです。東京弁護士会から市が人権侵害をしていると指摘されたことを重く受けとめていただきたい。その上で、誰もが参加できるお祭りにするために、市が実行委員会

に対して、政治的な意味合いを持つとの理由で、出店、イベント参加を拒むことのないよう、適切に働きかけをしていただくとともに、市民からの話し合いの要請に早急に応じることを強く要望します。

2016.09.27 : 平成 28 年 決算特別委員会 (第 3 日) 本文

幸野委員 国分寺まつりに要する経費についてお伺いしたいと思います。資料 23 号を出していただきました。実は資料をもう一つ請求していたんですが、東京弁護士会から実行委員会に対しての要望書についても提出を求めたんですけども、これは出てないんですけども、出てない理由を教えてくださいませんか。

宮本文化と人権課長 実行委員会に対する要望書について、議会からの資料請求があったということで実行委員会に会長を含めて確認させていただきました。結果的には資料は期間が短い部分も含めて出せないということで御回答いただいております。

幸野委員 会長は前市長だよ。自治基本条例を定めた前市長でしょう、会長は、出せないって会長が言ったの、そうですか。国分寺まつり実行委員会、ここでも、市に出された要望にも書かれてますけど、相当市民によって構成される組織だと言いながらも、単なる市民の組織ということはできずに、極めて公共性の強い組織であるということができると、これは 5 ページの下から 5 行目ぐらいのところから言ってますけれども、その公共性の結果として、市とともに市民の人権を侵害してはならないという規律を受けるものというべきであるということを実行委員会に対して東京弁護士会が規定しているわけです。それで、こういう要望書が出ていることに対して市はどのようにお考えなのかというか、これは 27 年度、26 年度の国分寺まつりの開催においてこれらの団体が出店できなくなっているということに対して、1 ページ目のところにあるように表現の自由を侵害するものだということでは言われてるわけです。これについて国分寺市としてはどのように受けとめて、どのように対応されてるのかについて、まずお伺いしたいと思います。

宮本文化と人権課長 こちらについては、市として弁護士会からの要望を受けてございますが、現時点でこの内容について個別で考えるということにはございませんので、今のところは未定ということではございます。

幸野委員 単なる要望であれば時間かけてというか、すぐに回答しなくていいっていう要望もあるのかもしれない。でも市長は早急に迅速に対応するっていうことで、市長の手紙やら質問に対しても 60 日以内に回答するとかっていう、もっとか、14 日とかで回答するとかっていうことも言ってますよね。そういう単なる要望じゃないわけです、人権侵害を市が実行委員会とやってると、これを是正してくださいということを東京弁護士会が言ってるんですよ。東京弁護士会は弁護士法という法律に基づいてつくられたある意味では法的な団体です。東京弁護士会は全国の単位組織の弁護士会の中でも最大の弁護士会です。今 7,000 人を超える弁護士が登録されてて、全国的には 3 万人以上なんですけれども、その弁護士会の会長名で人権侵害だということを断定されて国分寺市に要望されてると、これに対して

今の時点で個別で考えることないと、今後についても未定だっていう判断ってというのは、私はちょっとよろしくないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

宮本文化と人権課長 市は今までもあくまでも国分寺まつり実行委員会の判断を尊重してきてるというスタンスでございます。現段階でもそれ以上のものはございませんので、現状としてはその状況でございます。

幸野委員 そう課長がおっしゃっているんですけども、この要望書の5ページの一番下のところから簡単に読み上げますけど、市の人権侵害性の有無ということの中の(1)で「市は、両実行委員会にそれぞれ466万円の補助金を交付し この両というのは前年度と一昨年度ということですが また、実行委員会の事務局を庁舎内に設置し、事務局の事務を市職員に担わせている。また、本件祭りは、都の管理する公園を相手方市が同市の費用で借り上げて実施しているものである。かように市は、自身の強い関与によって本件祭りを実現させているのであり、かかる関与によって前述1の如く実行委員会が公共性を帯びているのであるから、本件祭りの運営につき、挙げて実行委員会に任せて全く関知しないということは相当ではなく、実行委員会がその公共的役割を全うするよう関与することが市には求められるというべきである。とりわけ、本件祭りの空間は、市が主体的に関与をして市民の集まる場を作り出したものであり、一種のパブリック・フォーラムとして表現の自由の保障が強く及ぶ空間だと言うべきであるから、実行委員会が市民の表現の自由を侵害することのないよう、市には適切な関与をすることが要請される」ということで、明確に実行委員会の判断だっていうこと自体も通用しないよということを経済弁護士会が認定してるわけです。そのことも含めて人権侵害をしてるっていうことを国分寺市の文化と人権課の対応が言われてるんだよ。人権擁護するとかって国分寺市は今も事業でやってますけど、市がやってる人権を守ろうとか、人権を擁護しようっていうことそのものが東京弁護士会から「いや、あなたたち、人権侵害してるよ」と言われてるんですよ。今までと同じ対応で通用すると思いますか。

宮本文化と人権課長 こちら、補助金のお話については今までも御答弁させていただいてますが、市として4万5,000人の市民が参加するお祭りに対しては会場整備、安全管理、衛生管理を含めて必要なものだということで補助金を出しております。それについては予算化されて、補助金審査会も通って執行してるということでございます。こちら、市として当然国分寺まつりについては後援して支援しているという立場でございますので、その辺については今までも進めてきてるということでございます。こちら、国分寺まつり実行委員会については、本当に各部会、100人以上集まる部会、それぞれの部会が100人以上集まって市民の祭りとして事業を進めるという形で行っておりますので、市としてはあくまでも後援、支援ということで対応してございます。

幸野委員 これは一般質問でも予算委員会的时候にも言ったんだけど、これは議会だけの問題だけじゃなくなる可能性があるよって言ってきましたけど、今の説明って、議会でこれまで我々に説明してきた範囲を超えてないよね。それが、そのことって多分弁護士会の人権擁護委員会の調査にも答えていらっしゃるんでしょ、そういうことって、調査が入らるだろうから。きっと多分そういう文書なんかも含めて東京弁護士会として、これは一委員会の判断じゃないんですよ。見てもらってわかるように会長名で出てますからね。委員会はその会長のある意味では代役というか、かわりに組織的に東京弁護士会としてこういう見解を出しているということで、今言った課長の答弁なんかも全て理解した上でそういうことを言ってるんだよ。だからそのことは多分何の理由にもならないかなと。もしそうじゃないって反論があるんであればそれなりの見解なり何なりを示す必要があるだろうし、私は、東京弁護士会っていう全国的にも一番最大の弁護士会がこの間の一連の流れを受けてこういう人権侵害だっていうところまで踏み込んで要望してきてるっていうことを考えれば、もうそのことを受けとめて対応するしかないと思うけれども、そうじゃないっていうんだったらそれなりの市としての、例えばこの要望に対する反論を公表するとかそういうことでもしない限りは、市民としたら「大丈夫なのかな国分寺市は」ということになりますよ。そういう予定なんですか、反論なり何なりというのは発表する予定なんですか。

宮本文化と人権課長 初めの御質問のときに御説明させていただきましたが、要望としてはもちろん受けてございますが、現時点で今後についてはまだこういう形だということを出てございませんので、未定だということでございます。

幸野委員 ちなみに、このことって顧問弁護士とかに相談されてますか。

宮本文化と人権課長 してございません。

幸野委員 早急にしたいほうがいいんじゃないですか。顧問弁護士の方がどの弁護士会に所属されてるのかわかんないけど、ちょっとこれは早急に確認して、市としてどう対応するのかというのをやる必要があるんじゃないですか。

宮本文化と人権課長 今も申し上げたとおり、現時点では顧問弁護士にお願いするかも含めて決まっていることではございませんので、ここでは答弁は差し控えさせていただきます。

幸野委員 私は先ほど言ったようにきちんとこの東京弁護士会が出した要望というのは受けとめていただきたいと、私たちが議会の中で主張してきたことでもありますし、というのは強く要望して、本当にことしも国分寺まつりがもう1カ月ちょっと先に行われますけれども、こういう要望を受けて、また同じような対応をしてるということにはぜひほしくないいただきたいと思うんです。人権侵害だと東京弁護士会が言われてる対応をまた、対応する

期間があるのに対応しないでまた同じ祭りを迎えて、また人権侵害を国分寺市がやっていると構図というのは非常にまずいと私は思いますので、早急に対応を検討して、また同じことをやって、また人権侵害だと言われてることのないようにぜひしていただきたいと思いますので、一言いただいて終わりたいと思います。

宮本文化と人権課長 御意見としてはいただきました。

岩永委員 今の関連ですが、これまでも会派としまして市民のお祭りで市民が二分されてしまっているような現状を市の責任で解決していただきたい、話し合いの道筋をつけていただきたいということを継続して求めてまいりました。今回、この東京弁護士会からの人権救済申立事件についての要望ということが出されたということのを重く受けとめていただきたいと思います。

それで2つ要望させていただきたいと思いますが、まず1点は誰もが参加できるお祭りにしていただく、そのために、ぜひこの要望の中にも書かれておりますとおり実行委員会に対して市の責任で働きかけを行っていただきたいということが1点。

それから2点目は、この件に関して市民からの話し合いの要望があったときには話し合いに応じていただきたい、市民との対話の場を早急に持っていただきたい、この2点を要望いたします。御答弁をお願いいたします。

宮本文化と人権課長 1点目については先ほども答弁したとおり、あくまでも国分寺まつり実行委員会の判断を尊重しております。実行委員会としての判断に現在委ねてございますので、先ほどの質問のように市の責任でということでは現在のところはございません。

もう一点のことにつきましては話し合いということで、その場についてですが、以前もそうなんですが、今後についても話し合いの場については実行委員会に求めていくということで担当としては考えてございます。

岩永委員 今2点とも市に対して要望したことに対して実行委員会主体の御答弁だったんですが、あくまでもこの今回の出された人権救済申立事件の要望の中で言われている市が働きかけるということ、それから私がお願いした点は市民からの話し合いの要望に対して市が応じていただきたいというところを改めてお願いさせていただきまして、終わりたいと思います。

2016.09.06 : 平成 28 年 第 3 回定例会 (第 4 日) 本文

1 番 (幸野おさむ君) それでは、一般質問を始めたいと思います。

初めに、これは通告はしておりませんので質問はいたしません、意見だけ述べたい件がございます。これまで質問してまいりました国分寺まつりの問題について。8月17日に東京弁護士会が国分寺市、国分寺まつり実行委員会に対して、過去2年間、国分寺9条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった市民団体が出店できなくなっていることについて、出店を拒否しないようにという要望書を出しました。

理由は、表現の自由を侵害しているからだ、人権を侵害しているからだということであります。聞けば、国分寺市は、また実行委員会は今既に出店拒否の通知を各団体に出しているようなんですけども、事は憲法違反の表現の自由の侵害ということ、これを東京弁護士会という本当に法律に携わる団体の皆さまから出していたいということ、ということでございますから、法的拘束力はないとしても、きちんと受けとめて検討していただくことが筋だろうと私は思いますので、そのことはあらかじめ初めに私からも要望させていただきまして、その中身については決算特別委員会であるお伺いしていきたいと思っております。

1 番 (幸野おさむ君) (~ 中略 ~) 次の質問に移りたいと思います。

国分寺まつりの問題について、お伺いしたいと思います。

事の発端に関して言えば、今から 3 年前の市議会の総務委員会で一部の委員から、特定の団体が、この国分寺まつりの出店にふさわしくないんじゃないかという指摘があって、市が補助金を出している、この国分寺まつりには公益性が必要なんだとあって、御指摘の趣旨に沿って対応を検討するという答弁をして、いまだにその答弁は撤回されていないわけですが、そういう立場を表明された。その後、この国分寺まつり実行委員会に対して、いろいろ議会の情報は片方の意見しかお伝えしないと、その答弁も撤回していませんから、市の立場というのも明確な状況の中で、実行委員会とすれば、この出店要項を変えざるを得なかったという状況の中で、政治的な意味合い、宗教的な意味合いに関しては出店を認めないという出店要項になって、国分寺 9 条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発国分寺の会という団体だけが、今、排除されているという状況です。

その後、私たちがこの問題について質疑させていただくと、市は何と答えるかということ、これは実行委員会が主体的に決めたことなんだという答弁を繰り返してまいりました。さきのほかの議員の質問にも、そのような答弁されていましたが。

しかし、3 月の予算特別委員会で、私はこの状況は変わっていると思っているんですよ。なぜかといえば、実行委員会の皆さん方には、これは残念ながらといいますか、事実として指摘しなければならないのは、主体的に出店要項を変える、市民団体の出店を決められる権限はなかったということが明らかになったんですよ。その理由は、この国分寺まつりの開催期間中、武蔵国分寺公園の占用許可を受けていたのは実行委員会ではなくて国分寺市だった。占用許可、占有権限を持っているのは国分寺市しかなかったんです。その権限というのは、都立公園条例に権利の譲渡というのはしちゃだめだということが書いてあるわけです。だから権限移譲できないんですよ。そうすると、国分寺市が占有権限者として市民団体の出店等々というのを決める権限があるわけですが、予算特別委員会のときには、そのことについては、実は、時間の関係もあって、何ら答弁していただいておりませんので、市としてどういうふうに判断したのか。既に、もう実行委員会が行われているようでございます。その実行委員会で、市はどのような立場で発言をされたのかということも含めて、どのように出店要項が変わったのかということも答弁していただきたいと思います。

市民生活部長 (小川恵一郎君) まず、実行委員会のほうに、市からどのようなアクションというか、説明をしたことに関しましては、5 月 24 日、先月ですが、開催されました今年度の第 1 回の国分寺まつり実行委員会役員会において、市の職員として、文化と人権課職員から、これまでの、今、お話しされてきたような経過、あと会場の占有許可の件を説明するとともに、関連する、これまでの議会の議論の議事録全てを提供して情報共有を図っております。その中で、出店要項については、現在のところ実行委員会から市への提供はございませんので、どのように変わったかは確認しておりません。

ただし、前の岩永議員のところでも御説明しましたとおり、市報掲載依頼の原稿はいただいておりますが、市報発行については、まだ未決裁ですので、今後、校正とか差し替え等がありますので、不確定要素が多いため、ここでお話しすることはできません。

お祭りの占用の件につきましては、国分寺まつりということで、公園地占用許可申請を出しておりますが、こちらにも記載しておりますとおり、国分寺まつりは、内容としては市民まつり、商工まつり、農業祭の3つのお祭りからなっており、そういった意味から、国分寺市、国分寺市商工会、あとJ A東京むさし国分寺地区が後援団体ということで、実行委員会の事務局も担っております。

今、お話しした3つのお祭り、商工まつり、農業祭につきましては、それぞれの運営主体が運営してございまして、それ以外の市民まつりを運営し、全体にかかわる部分の管理をしているのが国分寺まつり実行委員会という構造になってございます。

それで、3月の予算特別委員会でも御説明したとおり、占用許可については、国分寺まつり全体の会場の確保を、これまでどおり国分寺市が後援ということで申請してきたという経過がございます。運営の管理の主体は、先ほど申し上げましたとおり各団体になりますので、それぞれのお祭りの主体が占用許可条件を守っていただいた上で、主体的に運用管理のルールを整備していただいているということです。したがって、その部分について、実行委員会を初め、各主体の自主性、独立性を尊重して、市として一定の判断ということ是不適当だというふうに考えていますので、言われている占用権限については、後援という立場から、一体で御相談というか、必要な場合には協議が必要だというふうに考えております。

1番(幸野おさむ君) 最後に、一定の判断は不適當だと占用権限者として判断したということなのかな。私、これはちょっと非常に重大だと思っているんですよ。占用権限者としての法的な権限責任者というのは国分寺市であるということは、もう明らかなのですがけれども、主体的に実行委員会の皆様に判断していただくということも非常に大事なことだというふうに私も思っているんですよ。

ただ、占用権限者としてですよ。例えば、憲法違反の行為が実行委員会の中で行われちゃまずいというのは当然のことなんですけれども、自治法の公の施設、自治法第244条に明記されていますけれども、不当な制限しちゃならないとか、差別しちゃならないということが公の施設では書いてあります。さらに自治基本条例に反しているという判断に立てば、そういうことを是正する責任というのは、やっぱり占用権限者としてあるんじゃないですか。いかがですか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 先ほど私が申し上げたのは、市として一定の判断を下すことは不適當であるというふうに考えております。

今のお話についても、占用許可の手續、占用権限があるかという部分についても、さきの予算特別委員会でも指摘していただいている管理所長の権限の部分も、その条件の部分には入っておりますので、そこの権限の区別化も含めて、詳細については、まだ未確認ですので、それを確認した上で、今後、立場を明らかに説明したいと思います。

1 番(幸野おさむ君) 公園地の占用許可証というのを予算特別委員会のときに資料を出していただきましたけれども、この許可条件の5には、こう書いてあります。「占用期間中に生じる事故により公園施設または第三者に損害を与えたとき、及び苦情等については、占用者の責任と負担において対応すること」で、9には、こう書いてあります。「本占用に起因して、事故・損害・苦情等が生じた場合は、占用者の責任と負担において一切の対応、復旧、処理等を行うこと」ということが書いてあります。これはまさに占用権限者が占用期間中、この公園のほとんど全ての責任を負わなきゃならないということなんですよ。

先ほど課長の答弁は、市が後援しているんだというふうにおっしゃってありました。これはまだ後援しているというのは事実なんでしょう。しかし、この国分寺まつり事業というのは、一体誰の事業なのか、ここがはっきりしていないんですよ。私は、いろいろと調べるにつけなんですけれども、これは国分寺市の事業なんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) まず、国分寺まつりは準備段階から行政主導ではないということで、市民の手づくりの祭りを市民自身が設計し、これまで歴史を重ねてきたという経過がございます。現在も規約等には、市民が互いに手を結び助け合うというお祭りの趣旨や、市民が組織する……。(「誰が主体」と発言する者あり)

ですので、最初、お話ししたように、行政主導ではない、市の事業ではないということで、市民手づくりの祭りということです。市民、つまりはお祭り、国分寺まつり実行委員会ということになります。

1 番(幸野おさむ君) 実行委員会の事業だというふうに言いたいと思うんですが、国分寺市全体のことでお伺いしたいと思います。お伺いしたいというか、確認したいんですが、国分寺市が事務局を担っている事業で、市の事業ではない事業というのはありますか。

私が調べる限りにおいてなんですけれども、ないんですよ。例えば、環境まつり、これ一番似ているんですけども、これは、市が、ごみ減量推進課のほうで事務局を担っていると思うんですけども、これは市の事業なんです。実行委員会に業務委託をしているんです。それから、いずみ春の祭典というのがありますね。いずみホールで行われている事業。これは市の文化と人権課が事務局をやっていますが、これは市の主催事業です。実行委員会形式だからといって市の事業ではないというふうには多分ならないと思うんですね。市民が手づくりだからと。なぜかといったら、これは事務局の人件費含め、職員の費用というのは全て公金で出ているんですよ。ですから、これは市の事業ではないと言い切れないと思うんですが、いかがでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 先ほども御説明しましたとおり、後援団体として、市を含めた3団体から事務局を担っているという部分がございます。その部分で、人件費というか、人の派遣は行っているということでございます。

すいません。国分寺まつりについては、先ほども言ったように、開催当初から、市民が……、協議会で、そのあり方とかを考える中で、市は後方支援、後援という形で補助金等になりますが、それ以外の部分については市民主体で実行委員会形式でやるということを決めておりますので、そのとき以来、市は市の事業じゃないというふうに認識しています。

1番(幸野おさむ君) 市の事業じゃないというふうにおっしゃっているんだけど、事務事業報告書ありますよね。事務報告書。これに97ページに国分寺まつり事務事業というのがあるんですよ。事務報告書に載せている事業で市の事業ではない事業というのはあるんでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 事務報告書に書いてある部分につきましては、市が必要でテントを設営したりとか補助金を出す。もとの事業として、予算も含めて確保するために、そういった事務事業名をつけているところでございます。

1番(幸野おさむ君) いやいや、市のテントだけじゃなくて、ここに補助金の問題は書いてありますけれども、事務局に臨時職員を派遣されているというふうにここに書いてありますよね。だから、これは、私はこの点をとっても、市の事業ではないというふうに言い切れないと思うんです。

補助金の問題についても、ちょっと触れていますので、言わせていただくと、これも予算特別委員会の資料で出していただいた第57号の資料ですけれども、この補助金を、実は会計業務を行っているのが誰かといったら市の職員なんですよ。交付申請に基づく補助金支出の手続、補助金の実績報告書の受け付けなどを市がやっているんですよ。市の職員が。この、いわゆる補助金を市が出して、それを受け取っているのが市で、それを支出しているのが市で、会計やっているのが市だといって、だから補助金そのものも全て市がやっているんですよ。

もっと言えば、この職務内容事務一覧を見ると、もうありとあらゆることを市が事務局としてやっているんですよ。出店関係の参加者の申し込み受け付け、書類整理、参加団体への説明会等事務と。それから、国分寺まつりの会場設営などの準備、国分寺まつりの当日本部作業、終了後の片づけ事務、今言った会計業務、占用許可の手続もやっている。まつり推進委員への協力依頼というのもやってるんですね。この推進委員というのは、政策部長初め、市の担当の重役の方々が推進委員として当日参加されて、本部には、その方々がみんな受付やって、議員も誰が来ているとかがってチェックしているわけですよ。そういう事務局をやっているのが、この国分寺市なんですよ。つまり、もうこれは実行委員会の事業とかということじゃなくて、市が直接、全面的にかかわっている事業。実態として、それがいいか悪いかというのは、また別の判断なんだけど、今の現状でいえば、市の事業以外何物でもない私は言わざるを得ない。そうすると、補助金出しているというのが問題になったりとか、名義後援って、何で市の事業でしてるのっていう話にもなってくるんだけど、それ以外の部分の、実質的に見ても、これ、もう明らかに市の事業であるというふうに私は言わざるを得ないわ

けでございまして、そうなってくると、市として、やはりこれは占用権限という法的な権限だけじゃなくて、実質的に市の事業としての権限ということも生まれてくる。その立場に立ったときに、判断できる立場にないみたいなことじゃなくて、市として、憲法に照らして、自治法に照らして、自治基本条例に照らして、今の状況がどうなのかということを中心に判断して、実行委員会の皆様に懇切丁寧に説明するというのが、今、市のあるべき姿なんじゃないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) あくまでも、こちら辺は誤解がないように事務執行を行っているところなんですけど、やっぱり事務局職員という部分と市の職員というところの身分の使い分けというのは非常に難しいと思っております。それは先ほど言った後援者として実行委員会に支援をしていくという立場で、しっかりとその使い分けというか、立場の使い分けをやっているところで、あくまでも市として、今、お話ししたようなことを、市の職員としてやっているということではございません。基本的には後援という立場で、実行委員会の自主性・独立性を守るような形で事務局員としても働いておりますし、市の職員としても応援して、支援しているという形になります。

1番(幸野おさむ君) もう時間もないんで、最後にちょっとお伺いしておきたいんですが、職務内容事務一覧というのを出示いただきましたよね。予算特別委員会の57号の資料ですけども、先ほど挙げたような事務をやっているわけですが、職員数6名でやっているって書いてある。推進委員会による当日運営は17名って書いてあるんですよ。これって市の職務命令でやられているんじゃないですか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 市の職員としては6名という形になります。実際に事務局の方は、そこから何人かという形でやっていますので、そこに書いてあるのは市の職員としての部分……。

1番(幸野おさむ君) 市の職員として6名で、さっき言ったような事務をやっているわけですよ。会計も含めてね。6名って書いてあるからね。ちょっと、ざっくり書きちゃっているのかわからないんだけど、この資料を見る限りにおいては、もう明らかに……。私も補助金出しているとか後援しているとかというふうに答弁されている中で、これは立て分けて考えるべきなのかなというふうに思っていたこともあったんですが、いろいろ調べるにつけ、事務局を市がほかの団体に置いているなんていうことは基本的にあり得ないと思うんですよ。これ、ちょっと地方財政法とか自治法なんかも、もう少し、私、検証しなきゃならないと思っているんですけども、そういう状況というのは、私はまずないと思うんですね。なので、私はここは本当に市がきちんと、実行委員会に責任を転嫁するんじゃなくて、そもそも、事の発端は市、市の答弁から始まっているわけですから、この答弁を是正して、市の立場を公に明らかにして、憲法、自治法、そして自治基本条例の立場

で是正するよう、ぜひ強く求めておきたいと思います。

2016.06.06 : 平成 28 年 第 2 回定例会 (第 4 日) 本文

16 番 (皆川りうこ君) 国分寺政策市民フォーラム、皆川りうこです。

(~ 中略 ~)

では、次に自治基本条例についてです。市民参加と情報公開ということでお聞きしたいと思えます。市の最高規範としての自治基本条例があります。市民参加や情報公開の重要性がうたわれ、行政は市民に信頼される行政運営を進めていくことは、今さら言うまでもありません。情報公開についても、自治基本条例では第 4 章、情報の共有等とあります。市の情報公開条例によりますと、その理念では、一部を紹介しますと地方自治を推進していくためには、市民が行政に参加する必要がある。そのためには市民に市の保有する情報を知る権利が保障されなければならない、市はその諸活動について市民に説明する責任を果たす必要があるとあります。情報公開条例では、実は補助金団体等についても、この業務内容に関して、市長が要請した上で情報公開ができることになっています。このような条文について、理念も含めて該当する各補助金団体等にはこういう趣旨をきちんと伝える必要があると思うんですが、現状伝わっているのか、その点についてお聞かせいただければと思います。

政策部長 (水越寿男君) 情報公開条例に定めがあります、市が出資している、または補助金を交付している団体についての透明性を図るための趣旨を伝えて、要請しているかということについてでございますけれども、これらの市が出資または補助金を出している団体については、使途の透明性を図るためにも、条例の趣旨等を事あるごとに伝えてはいると思います。

16 番 (皆川りうこ君) 事あるごとに伝えているとは思いますがということでもあります。ただ、実際の具体例を申し上げますと、最近国分寺まつりに参加していた団体が参加できなかったという件があり、その経緯を知りたいということで当該団体が平成 25 年度、26 年度のおまつりにかかわる実行委員会での議事録や市の職員の業務日誌等、日報等の文書公開を求めたというものです。しかしその結果は文書が存在なかったということで、私はそれをお聞きしてびっくりしたわけです。この情報公開条例の理念ですとか条文について、伝わっていなかったんじゃないかなと思わざるを得ません。そして政策部長としては当然伝わっているという御認識なんだと思いますが、これは限定的に私も申し上げましたので、市民生活部長にお答えいただくのかなと思います。この条例の趣旨、条文についてしっかり補助団体に伝えていただいたのかどうか、その点、御答弁いただければと思います。

市民生活部長 (小川恵一郎君) 条例の趣旨と条例の中身につきましては、実行委員会に一定伝わっていると感じています。それと会長、副会長におきましては、それぞれの団体の会長職を務めておりますので、条例についての理解は深いと考えております。

16番(皆川りうこ君) 深いということをおっしゃいまして、そこまでは私も確認しようがないです。でも実際に不存在ということが出てしまいましたので、それを私は今回驚いたということで確認したわけなんですけど、だとすれば、今後せめて市が事務局をしている団体、そんなに多くはないんですけども、当然のことながら会議の議事録ですとか職員の業務について、各種文書の作成をすべきじゃないかと私は考えるところです。その点についてどう思っているかということと、あと、これにかかわっては国分寺市補助団体文書の公開に係る提出依頼に関する規程というのがあって、この2条を見る限りでは公開できる文書が限定的なのかなという気もします。でも、当該団体が作成してあれば当然公開できたんじゃないかなとも思うので、場合によっては規程をもう一回見直して改正するというのも視野に入れるべきではないかと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

政策部長(水越寿男君) 規程のあり方もあるかと思いますが、まずは情報公開条例の理念が補助団体に浸透するよう、説明は機会あるごとに伝えていく必要があるかと思えます。それとあと実行委員会等については、主体性とか独自性を踏まえた上で検討されるべき事項だと考えております。

16番(皆川りうこ君) もちろん実行委員会の皆さんの主体性ということがありますので、そこは丁寧に御説明していただければと思います。私は思ったんですが、このような問題が生じる以前から、本来であれば事務局として入っている市は、実行委員の皆さんがもちろん理解した上で、今までもこの文書作成というのを行っていただければよかったのになという思いは持っております。今後そのことについて、私は内規なりをつくっていただいて、実行委員会のほうで透明性を高めていただくよう取り組みを要望するものです。それについてはぜひ御検討していただきたいということだけ申し上げまして、ちょっと時間がなくなったので終わりたいと思います。本当によろしく願いいたします。時間がないので、済みません。強く申し上げて終わりたいと思います。済みません、中途半端な感じです。

2016.06.02 : 平成 28 年 第 2 回定例会 (第 2 日) 本文

19 番(岩永康代君) それでは、通告の順番を一部変更しまして、2 番の(1)と(2)を入れかえた順番で質問をさせていただきます。

(~ 中略 ~)

次に、3 番の国分寺まつりについて、お伺いします。これまで何の問題もなく国分寺まつりに出店をしていた 3 つの団体が、2014 年度、第 31 回、2015 年度、第 32 回に出店できないという状況のまま 2 年間に経過しています。議会でも、この問題について、昨年の改選前から複数の議員により質疑が継続して行われていますが、いまだに状況が改善されておられません。3 年目を迎えることしこそは何としてもこの状況を改善していただき、誰もが参加できるお祭りにしていきたいという思いで質問をさせていただきます。

まず、新年度になりまして、2016 年度、第 33 回国分寺まつりの実行委員会の開催状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

市民生活部長(小川恵一郎君) 実行委員会の役員会が 5 月 24 日に開かれております。

19 番(岩永康代君) 新しい体制の役員会が開かれたということですが、これまでも実行委員会に対して、市と協議をするということをお願いしております。新しい実行委員会に対して、これまでの議会の議論も踏まえて、両方の立場からの議論をもとにした協議を行うということを行っていただいたかどうか教えてください。

市民生活部長(小川恵一郎君) 基本的に、役員会の席には面談という形での協議は行っていないんですが、これまでの議会での議事録、あとオンブズからの意見等については、情報提供という形で市からお出ししております。

19 番(岩永康代君) 情報提供としてお渡しいただいたというところで、その部分を協議という形で、もう少し踏み込んだ形をお願いしたいと言ったところは、これまでも同様に求めてきているところです。

また、これまでの議会の御答弁の中で、政治という言葉に対して、市としては定義は持ち合わせていないという御答弁がありました。その後、この件について、市として庁内ではどのように検討してこられたのでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 基本的に、今、議員よりお話がありました。恐らく出店要項の中の政治的意味合いということだと思いますが、これに関しては、あくまでも市としては判断をするところではございませんので、その点に関する議論は進めているところはありません。

19 番（岩永康代君） また、昨年のスケジュールでは、今年度、第 33 回の国分寺まつり出店募集要項の記事が市報の 7 月 1 日号に掲載されるのだと思いますが、先ほどお話にありました、宗教、政治的な意味合いのあるものという記載について、昨年同様の記載になっているのか、それとも表記の変更などはあるのか、市報の原稿がもう 1 カ月前で進んでいると思いますので、その点について状況をお知らせください。

市民生活部長（小川恵一郎君） こちらにつきましては、今お話しあったように、7 月 1 日になるかと思いますが、市報の発行については政策部のほうで決裁をとって発行となりますので、現段階では確定した記事ということではございませんので、ここの場ではその点についてはお話ができません。

19 番（岩永康代君） それから、政治的な意味合いのあるものという定義について、先ほどの御答弁の中では、庁内での検討も行われていないということです。そうであるならば、これまで出店できなかった特定の 3 団体に関して出店を許可しないということは行わずに、誰もが参加できるおまつりの開催に今年度はしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

市民生活部長（小川恵一郎君） あくまでも政治的な意味については実行委員会のほうの出店要項に記載されているものでございますので、私ども、市として判断したり、関与したりという立場にはないと考えております。

19 番（岩永康代君） 実行委員会の責任と判断でというところでの御答弁でありましたが、ここに関しては、3 月に行われました予算特別委員会では、そのとき政策法務課長のほうから次のような答弁がありました。国分寺市は、実行委員会の事務局であると。それは国分寺まつりを実行する団体が連携して国分寺まつりを実施していくという組織であること。ここの事務局として、国分寺市が言ってみれば国分寺まつりを実施する団体の集まりを代表して申請したということですが、このことは、すなわち市が主体であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

市民生活部長（小川恵一郎君） 恐らく占用許可の申請のことだと思いますが、こちらに関しましては、予算特別委員会でもお話ししましたように、国分寺まつりというのは市民まつりと農業祭と商工まつりが一緒になっているという部分で、事務局も 3 団体から出ております。その中で、まとめて市の公園ということで市が申請をしているという内容の答弁だったと思います。

19 番（岩永康代君） 市がその団体を代表したということが、その団体を代表した一番の主体者であるというふうに捉えるべきではないかということをちょっと申し上げたつもりでした。

また、国分寺まつりについて、昨年で言いますと、市報の10月15日号の紙面を、全14ページの中で2ページ分見開きでとっているということに関しては、実態として市が主催するおまつり、市の広報を使った、そのような宣伝、広報ということ自体、市の主体ということも考えられるのではないかとということですが、いかがでしょうか。

市民生活部長(小川恵一郎君) 国分寺まつりの直前の市報の見開きということですが、これに関しましては、初期の段階からこういう見開きのページで掲載しております。ほかの記事に関してもそうなんですが、特に市民の方に誤解がないように、主催が実行委員会であることはきちり明記をしてくれています。後援として、市と商工会、農業協同組合という形ですみ分けをして市民の方にお知らせしているところでございます。

19番(岩永康代君) 今度は自治基本条例の部分になりますが、第31条の第1項には、「市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときに、速やかに調査し、責任を持って応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません」とあります。政治的という定義が決められていない状況の中で、自治基本条例に基づく参加の権利が侵害されているという現状に対して、市民の権利及び利益の擁護に努めていただくことを要望します。これ以上市民の参加の機会と権利が奪われている状態が続くこと、市民の人権が侵害されている状態を続けてはならないと考えます。責任のある方の御判断が必要だと思いますので、市長から御答弁をいただきたいと思います。

市民生活部長(小川恵一郎君) 今もお話がありました自治基本条例の第31条、逐条に載っているところでございますが、こちらに関しましては、市民からの意見、要望、及び苦情は、市民等の意思を市政に生かすための重要な情報であり、これを適切に対応することで、市民等が本来受けるべき権利及び利益を守ることを規定しています逐条でございますので、あくまでも市政に生かすための重要な事項ということで、市に対して行われる意見、要望、苦情ということになります。ということで、2項の部分でもオンブズパーソンの市の業務や、それに伴う職員の対応という形で第31条は構成されていると思います。

今お話があった部分も含めて、市民の争い等に、市のほうはそれを受け付けて調査して応答するというようなことを想定しているものではございません。

2016.03.22 : 平成 28 年 第 1 回定例会 (第 4 日) 本文

16 番 (皆川りうこ君) 議案第 58 号、平成 28 年度予算議案に対しましての討論を行います。

(~ 中略 ~)

13 番目、数百万円もの補助金支出をしている国分寺まつりの件については、市長からの答弁がなされなかったことは大変残念に思っております。答えにくいものは答えずという姿勢は誠実ではないと思いますし、不信感を招くこととなります。コミュニティの醸成と事業の目的は、活動指標にも示されております。市民を分断したままにせず、3 年目のことしは解決に向けて手だてをとるべきということ強く求めたいと思います。

19 番 (岩永康代君) 議案第 58 号、平成 28 年度国分寺市一般会計予算に対しまして、国分寺・生活者ネットワークを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

(~ 中略 ~)

続きまして、国分寺まつりについてです。

政治的な意味合いを持つという理由で、平成 26 年度、平成 27 年度にわたり、2 年続けて特定の団体が参加できない状況がありました。平成 28 年度の開催に当たっては、議会での議論の内容を実行委員会に伝えていただくとともに、オンブズパーソンが示した実行委員会との協議を行っていただくことを要望します。また、市民の参加するお祭りで市民を二分するようなことがないように、市が責任を持って、市民同士が話し合い、解決に向けた道筋をつけていただくことを求めます。

7 番 (中山ごう君) 議案第 58 号、平成 28 年度国分寺市一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

(~ 中略 ~)

国分寺まつり問題では、憲法を遵守しなければならない国分寺市が、その責任において、国分寺 9 条の会、バイバイ原発国分寺の会、ちょっと待って原発の会の 3 団体だけが参加できない現状を早急に解決することを強く求めます。この間、3 団体が出店を拒否されていることについて、もともとは市が補助金の削減を理由にして、実行委員会に対して圧力を加え、出店要項を変えさせたにもかかわらず、市は出店要項を変えたのは実行委員会だとの答弁を繰り返してきました。しかし、今議会の質疑で、国分寺まつりが行われている期間の都立武蔵国分寺公園の占用許可は東京都から国分寺市が受けていることが明らかになりました。しかも、その占用権限について、市から実行委員会に対して何ら移譲も委任も代理もされていないことも明白になりました。すなわち、国分寺まつりに参加する条件や出店する条件を決める権限があるのは実行委員会ではなく国分寺市に帰属しているわけであります。であるならば、これまで実行委員会が決めたことだと言い張ってきた市の姿勢は根本から反省し、実行委員会が決めた出店要項によって、差別、選別されている市民団体を早急に救済すること

が必要です。実行委員会に責任を転嫁するのではなく、国分寺市が地方自治法や自治基本条例の立場に立って責任を果たすよう強く求めます

2016.03.14 : 平成 28 年 予算特別委員会 (第 6 日) 本文

高瀬委員 国分寺まつりに要する経費について、お伺いいたします。

国分寺まつりについては、2014 年、2015 年と 2 力年続けて、特定の 3 団体については出店の許可をされないということが続いております。そのことについて、平成 28 年度の考え方についてお伺いしたいと思います。

この間ずっと議論にもなっておりましても、政治的な意味合いを持つという、その言葉につきましても、非常に曖昧であるということ、またどこにもその定義がしっかりと示されていない中におきまして、政治を理由として、参加についての是非を線引きすることになりますと、そのことについては、具体的な事例などを含めた明確な定義を示していただかなければ、それはある意味、恣意的な市民の排除につながることで、あるいはそのように受けとめられてしまうようなこともあるのではないかとということでこれまでも指摘がされてきたところです。

実際に許可をされてこなかった団体というのは、それまでのまつりの参加の中においては、大きな問題やトラブルがあったというわけでもなく、突然にしっかりと説明もないまま、今もずっと参加ができない状況が続いているということです。それがいよいよ今度 3 回目になるというところですので、考え方をお聞きしていきたいと思っております。

このように、一部の市民の方が排除をされ、そして説明を求めても、それに対して、きちんと応じていただけないということから抗議が続いている状況はあるんですけども、私はぜひとも実行委員会と市民団体の方がお互いに同じ市民というところで何らか解決をしていけるような対応を市に求めてきたことがあります。また、この間の市民の方を初め、多方面の方からの様々な声が届いているんだという御答弁もありましたし、またオンブズパーソンからの一定の判断も示されてきたことも今までの議会の中での御答弁の中にもあったところです。

まず、この時間の経過がしている中でこの状況をどのように市として、また御担当として捉えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

宮本文化と人権課長 こちらの件につきましては、あくまでも出店参加については、国分寺まつり実行委員会の判断で行うということで、今までも答弁をさせていただいております。市については、出店に関しては、関与するものではないということでお話もさせていただいております。平成 28 年度については、今後また国分寺まつり実行委員会が新たに新年度、開催されますので、その中で御判断いただくという形になりますが、また議会での議論あるいはオンブズで示された方向については、役員会にお話をして、今後その中で御判断いただくという形で考えてございます。

高瀬委員 今、御答弁いただきましたように、平成 28 年度ということで、新たな実行委員会が立ち上がるんですか、5 月ごろだとは思いますが、そこで引き継ぎが行われていくということだと思います。

その中で思いますのは、議会の中でも大きく分けて2つの御意見があったと思います。1つについては、おまつりというのはみんなで楽しんでいこうと。そこに政治ということを持ち込んでいくのはいかがかという御意見。もう一方では、まつりという多くの方が参加される場所なんだと。そこで自分たちの生活であったり、生活と切り離せない政治については、そこで意見交換をしたり、またそのことで交流をしていく。それもいいんじゃないかという大きく2つの御意見があったと思います。

そういった中で最初の実行委員会に対して、片方だけの御意見をお伝えしてしまったということは、この議会の中でも既に御答弁の中であることなんですけれども、そのときに仮に両方の意見があり、このような意見が出ているので実行委員会の中でも参加のあり方、またまつりの開催の仕方について、検討してほしいという話し方であったら、またもしかしたら、これはもしかしたらになりますけれども、実行委員会の中での検討の状況であったり、またこの道筋、この進め方にも違った結果があったのではないかと個人的には感じているところです。

それで、平成28年度の実行委員会にまた御説明と申しますか、これまでの経過をもう一度しっかりと正しくお伝えいただくということをまずそこはお願いしたいと思いますが、この点はいかがですか。

宮本文化と人権課長 ただいまのお話で、平成27年度はそれについて御意見をしっかり伝えたということでございます。その中での御判断と。今度は平成28年度についても、皆様の御意見については正確にお伝えして、その中で御判断いただくというふうに考えてございます。

高瀬委員 ぜひともそこについては丁寧に、新しい実行委員会ということもありますので、お伝えをまずはいただきたいと思います。

続きまして、もう1点、違った視点なんですけれども、オンブズパーソンからの判断が示されておりますけれども、これについては、たしか決算特別委員会のお聞きしているところだと思っています。オンブズパーソンからの意見ということでは、市が実行委員会と参加基準の明確化を協議し、その協議及び結果について適切に開示するよう実行委員会に求めることをオンブズから指摘されているところです。また、勧告にしなかった理由としては、担当課が実行委員会と協議を行うということを表明されたことから、その手続はしないで、そういった判断をしたという内容でした。

そこで、この協議につきましては、これも答弁の中で、これまで協議というか、言葉について、その意味が違うんじゃないかと思ったんですけれども、御答弁の中では、情報提供をして、そして実行委員会の中で判断をいただくことがアプローチとして協議という捉え方をしているという御答弁がありました。それで、何か違うんじゃないかと思ひまして。協議という言葉も改めて調べたんですけれども。この言葉については、関係者が寄り添って相談をすることとあります。ということからも、改めて、オンブズパーソンからの指摘に従い

まして、実行委員会と参加基準の明確化を協議し、そして、その協議及び結果を適切に開示することを実行委員会に求めることを求めていますがいかがでしょうか。

宮本文化と人権課長 こちらについては、さきの委員会でも御答弁させていただきましたが、協議については、基本は情報提供をしっかりと、その中で実行委員会の中で御判断いただくということで、今までも御説明もさせていただきました。協議という形、それが協議に当たるかどうかという部分についてはどうかという部分はございますが、こちらとしましては、情報提供をしっかりと、その中で実行委員会の皆さんで御判断いただくというふうに考えてございます。

高瀬委員 最終的には実行委員会が判断することは承知しているところです。ただ、その協議に当たるかどうかと今、御答弁にもありましたけれども、協議というのは、お互いにちゃんと寄り添いながら相談をするということがありますので、そういった意味では、情報提供だけではないんだらうと私は思っております。御答弁のほうもおそらく繰り返しになってしまうんだらうと思うところですが、ぜひそこはもう一度お考えいただきたいと思っております。

というのも、このまつりに参加できるかどうかをきっかけに、市民同士がお互いに対立あるいは疲弊をしていくような状況は避けていただきたいと思っております。そのためにも参加できるかどうかは、その判断があるとはいっても、その前の段階で、そのことについて、例えば何がどうなっていれば、まつりに参加できるのか、あるいはできないのか。あるいはまつりの趣旨もある中でどうやっていいまつりをつくっていくところ、お互いに意見を出し合えるのか、つくっていけるのかということを含めて、意見交換をしたり、会って話す場を設定していただきたいと強く思っております。

担当課で難しければ、ぜひ市長にも御配慮お願いしたいと思うぐらいですけれども、その点について、一言御答弁いただきたいと思っております。

宮本文化と人権課長 国分寺まつりについては、昨年も4万5,000人という多くの市民の皆様がお集まりいただいて、すばらしいまつりができたということです。こちらの実行委員会には、先ほど申したとおり、しっかりと今までの議論あるいはいろんな経過について御説明をして、その中で御判断いただくということで進めてまいりたいと考えてございます。

幸野委員 関連してお伺いしたいと思います。資料の57号を出していただきまして、ありがとうございました。

この2ページ目が武蔵国分寺公園の国分寺まつりの開催期間中の占用許可申請書というので、12ページが公園地占用許可書というので、井澤市長宛てに東京都西部公園緑地事務所長の菊池さんから占用許可が出されていると。それで、この武蔵国分寺公園は、御存じのように都立公園ですから、13ページの4)に書いてあります、地方自治法の公の施設に当たるんだらうと思うんですね。244条の第3項では、普通地方公共団体は、住民が公の施設を

利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないということを地方自治法で明確にうたわれている。不当な差別的取り扱いをしてはならないというのはどういう意味なのかということで、逐条解説を私、調べておりますので読み上げますと、これは、不当な差別的取り扱いに該当するかどうかは、個々具体的に判断するほかはないが、一般的には公の施設の利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢などにより合理的な理由なく利用を制限し、あるいは使用料を減額するなどには不当な差別的取り扱いに該当すると。こういう逐条解説がございます。

それで、都立公園が公の施設であって、国分寺市が占用許可を受けているということというのは、これは法的な整理をしたいんですけども、授權代理と。いわゆる権限です。東京都が都立公園という公の施設で持っている権限を地方公共団体が借りているわけですから、国分寺市が授權代理していると考えてよろしいでしょうか。

今、前段の整理も含めて、事実関係、私が一方的にお話ししましたので、自治法の 244 条の 3 項の解釈も含めて、都立公園だから都の公の施設だと。それが国分寺市が占用許可を得ていると。それは法的な授權代理という行為ではないのかと。この辺について事実関係を教えていただきたいと思います。

宮本文化と人権課長 そちらについては、確認をさせていただきたいと思います。(「すぐできる」と発言する者あり)

さの委員長 確認にお時間はかかりますでしょうか。

横川政策法務課長 お尋ねの件につきまして、確認をこれからしますが、何分時間も時間でございますので、きょうじゅうに確定的なお答えができるかどうかについてはお約束ができない状況でございます。

さの委員長 いいですか。(「それがわからないとちょっとやっぱり」と発言する者あり)そこらじゃないと入れないということですね。

ほかの方で。幸野委員の質問に関しては、今、保留のお答えが出ないと続けて質問ができないということでございますので、ここに関しまして、ほかの方、ございますでしょうか。関連。国分寺まつり。

皆川委員 国分寺まつりについては、事務事業評価シートを見せていただいた際の質問にさせていただきます。平成 26 年度の事務事業評価シートです。

これを見る限りでは、事業の概要ですとか、その目的等々が書かれているわけです。その中に必要性というのがありまして、市民交流の場としての国分寺まつり開催を支援し、地域コミュニティの醸成が図られる効果があるということで、必要性が非常に高い、4 番目のランクの評価になっています。そして、このシートの中では、市民から寄せられた意見等として、実行委員会の判断により今年度参加をお断りした団体があり、反対・賛成の御意見を多

数いただいたとあります。

これに関しては、3年目になるのかということですが、必要性ということでは、コミュニティの醸成が目的であり、その必要性の中でうたっているわけですから、賛成・反対の意見がまずあること自体、とても残念なことだと私は思っております。ですから、その部分でも、実行委員会の皆さんもどう考えるかということも非常に私は重要だと思います。これはあくまでも担当の評価ではあるんですけども。そのことについて、反対・賛成の意見があるまま3年目に突入というところになるわけですが、それは避けるべく努力をすべきではないかと思っております。その点について、見解をお伺いします。

宮本文化と人権課長 委員、今、言われた部分については、国分寺まつり、先ほども申し上げましたとおり、4万5,000人という市民の方々が参加されるおまつりです。一大イベントということでございますので、その中で皆様が様々な市民交流をして、楽しいまつりになるのは一番大事なところであると考えております。その中で、今回こういう形で実行委員会の中での御判断が出ている部分がございますが、市民の皆様に楽しんでいただくというおまつり自体を継続していく必要は担当としてはあると考えてございます。

皆川委員 先ほど高瀬委員もおっしゃっていましたが、市民の間でも対立とは言いませんけれども、ともするとそのようにもとられるような状況になるというのは、非常に残念なことだと思っております。

それで、そもそもこの実行委員会のある意味権限というものも、もちろん自主性があるし、権限もあるんだというのはわかるんですが、実行委員になるためにと言ったら変なんですけれども、実行委員会を構成するメンバー、これは公募という形はとっていらっしゃるのでしょうか。その点はいかがですか。

宮本文化と人権課長 こちらは実行委員会の中でも各部会に分かれています。部会についても、歴史部会だったり、広場部会、パレード部会、様々な部会がございます、その中で各5人から10人ということで形成されています。全体で実行委員会の役員、部会を合わせて100人以上の方が御協力いただいております。その中でおまつりを展開しているということでございますが、その募集については、市報等に掲示して、実行委員会事務局として、実際各部会の部分については募集をかけて公募をしているという状況でございます。

皆川委員 実行委員会のメンバーとなるためには、市報を見て、実行委員会、ともにおまつりをつくりたい人、準備も含めて、ということで実行委員会は公募しているということですね。

さの委員長 文化と人権課長、わかりやすくお答えください。

宮本文化と人権課長 すいません、御説明が不足してしまっていて、わかりづらい御説明してしまいましたが、基本的には、毎年、役員会については各団体がございまして、その団体から推薦をされて、役員は構成されております。それ以外の部分で、おまつり当日にお手伝いいただき、あるいは各部会のところで応援をしていただく方を募集するという事で、ベースについては、もともと各商工会だったり、自営だったり、警察、ロータリークラブ、様々な団体でございますが、その中で推薦いただいて構成されているということでございます。

皆川委員 今までの論点とは違うかもしれないんですが、そもそもこの国分寺まつりを市民の皆さん全員で考えようという意味では、実行委員会のメンバーも含めて、私は1回、公募してはどうかと思います。それは今この場では、提案ということにはなるかと思ひますし、それ自体は市のほうで考えることになるかなとは思ひんですが、いかがでしょう、その提案。

宮本文化と人権課長 こちらについては、あくまで国分寺まつり、実行委員会のほうで、その部分については進めてございまして、こちらのほうで判断というか、御説明についてはできないということでございます。

皆川委員 なかなか私も理解はできないんですが、例えば、国分寺まつりには、観光協会から理事を派遣というのがありますよね。観光事務事業の中にそれが記載されているわけです。ですから、そういう意味では、もう団体等々が既存、もう固定しているということだと。改めての確認になるかと思ひますが、そういう固定的な形でやっているということですよ。

宮本文化と人権課長 団体については決まった形で進められているということでございます。

皆川委員 観光事務事業を見ましたら、理事派遣ともう決定しているというのがここには記載されておりましたので、私はそれはそれで違和感を覚えたんですが、もちろん、これまでの経緯を承知した上で言っているんですが、ただ、改めてここで広く多くの市民の方もまつり当日だけではなく、準備段階から参加するという仕組みも考えてはいかがかと思ひ、きょうは、この場は提案という形でとどめさせていただきますが、それは私の意見ということで申し上げたいと思ひます。

今、前段で申し上げましたように、本当に多くの市民の方、まさに地域コミュニティの醸成が図られる場だということでは、重要なおまつりだと私は思ひますので、何か対立的なイメージを残すような形ではない、そういう方向性を私は本当に見出していただきたいと思ひしております。そのことについて、もし市長から見解があれば、伺えればと思ひますが、いかがでしょうか。

宮本文化と人権課長 そちらについては、実行委員会にお伝えしてまいりたいと考えてございます。

さの委員長 よろしいですか。

ほかにこれに関連する質疑がないようでしたら、ここの部分は、幸野委員に対するものが保留になっておりますが、本日は10時過ぎましたので、この国分寺まつりは保留として、このページで本日のところは終わらせていただきたいと思います。

長時間お疲れさまでした。

午後10時17分閉会

2016.03.15 : 平成28年 予算特別委員会（第7日） 本文

午前9時30分開会

さの委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

きょうは7日目で、私たちに与えられた最後の日となりますので、よろしく願いいたします。きょうは最後、特別会計まで行きたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

最初に御報告いたします。先ほど傍聴者から写真撮影の申し出がございました。これを許可いたしましたので、御報告をいたします。

さの委員長 それでは、議案第1号 平成28年度国分寺市一般会計予算を議題といたします。

昨日は、国分寺まつりに関する質疑を残して、款2、総務費、91ページまで終了しております。本日は、国分寺まつりに関する質疑から順次進めてまいります。

最初に、昨日答弁保留となっておりましたところから始めたいと思っております。

横川政策法務課長 昨日はお時間を頂戴しまして、まことにありがとうございました。幸野委員がお尋ねの件につきまして、本件が授権代理に当たるのではないかという御質疑であったと受けとめさせていただいております。本件は、あくまで占用許可により東京都知事から公園を占用する権利を一定期間授与されたことになり、許可書の内容の範囲で権利を授権されたということになるかと考えます。公園設置者たる東京都知事が市長に対して認めたのは、あくまで一定期間、公園を占有する権利であって、幸野委員のおっしゃる授権代理が公園設置者としての管理権限の代理権を一定期間、市長に授権したということの意味されているのであれば、それには該当しないものと考えます。

幸野委員 なるほど。地方自治法第244条の条文を、今回資料で出していただきました。資料中57号の13ページの4)に書いてありますけれども、公の施設における東京都の権限

を国分寺市が授権代理をしたわけではないということですね。占用許可の範囲内ということですが、一方で、ちょっとお伺いしたいんですが、権限をそっくりそのまま公の施設の権限を代理したということではないにしても、国分寺市の考え方として、東京都の公の施設である都立公園において、市の姿勢というのは、公の施設の 244 条の枠内に準ずる権限を持つと考えるんですが、それについてはいかがでしょうか。

横川政策法務課長 今、幸野委員のおっしゃったように、最後のところで権限とおっしゃいましたが、この公園の管理権限については、あくまで東京都が保有しているということでございますので、例えば利用者に対してどういう形で対応していくのかということについては、東京都がその権限を有していると考えております。

さの委員長 質疑の途中ですが、傍聴者から録音の申し出もございました。これも許可いたしましたので、御報告いたします。
済みません。幸野委員、続けてください。

幸野委員 そうすると、この点では、最後に確認ですけれども、市として、この公の施設の範囲内の権限、私がかきのう取り上げたのは 244 条の第 3 項ですけれども、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ということについては、今回市が占用を受けましたけれども、市としては、これを守る必要はないと、こういうことになるのでしょうか。

横川政策法務課長 この第 244 条の第 3 項については、あくまで普通地方公共団体、本件でいいますと東京都に当たるわけですけれども、東京都がこういうことをしてならないということがございますので、東京都がこの法律上の規定を守るべき内容であって、市が直接的にこの規定を根拠として、この法律を守る云々というのは少しまた別の話になるのかなと思います。

幸野委員 そこだけ明確に答えていただきたいんですが、守る必要はないと市として判断しているのかということです。

横川政策法務課長 若干繰り返しになるかと思いますが、第 244 条の第 3 項について、市が直接的にこの規定に適用を受けて云々ということは、本件については該当しないのかなと考えます。

幸野委員 だから授権代理じゃないということ言えば、該当しないというのはわかるんですが、一方で地方公共団体はということを書いてありますよね。「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ということを行っているわけで、当然、その第 1 項にかかってくるというのは当然のことなんだから

うと思うんですが、その第1項で設置している東京都から、普通地方公共団体である国分寺市が、それを占有許可という形で受けているということからいけば、該当しないというしゃくし定規な回答だけでは、私はちょっと理解できないんですけども、まあいいです。そのことについては見解の違いということで、今後どういうふうになるのかということは確認していきたいと思いますが、そのことは置いておいて、一方で、国分寺市が占有許可という、ある意味では民法上の地上権をここで占有許可という形で、今回の資料で言えば、12ページにありますように、10月27日から11月2日の間、許可条件の範囲内で国分寺市の占有権原が付与されたこと、これは確認できますか。

横川政策法務課長 この占有許可によって、その公園について、許可書の内容に記載されている目的、面積、物件、また期間、そして許可条件等々の範囲内において、この公園の占有を認められたというものでございます。

幸野委員 そうということですね。私が言っていることなんだろうと思いますけれども、いわゆる地上権というのは、「けんげん」といっても「げん」の字が原っぱの原になって、「けんばら」と言われているものですよね。民法上の権原、地上権が設定されると。その中で国分寺市が事務執行を行うという、公の施設としての代理権ではないけれども、国分寺市の権限が、この「げん」は限定の限、さっきから言っている公の、公法上の権限が発生しているということなんだろうと思うんです。

その権限が一体どうなっていくのかという話ですけども、これまで国分寺市の回答は、出店要項を決めるのは国分寺まつりの実行委員会だという答弁が繰り返さされてまいりました。その国分寺まつり実行委員会が出店要項を決める権限は、どのように委任、もしくは代理されているのでしょうか。

宮本文化と人権課長 その権限については、実行委員会で決定しておりますので、実行委員会のほうで決めているということでございます。

幸野委員 今、確認しましたけれども、12ページの占有許可書で、国分寺市が10月27日から11月2日までの間、この公園を占有する。すなわち権原を取得したわけです。国分寺市がね。この公園の占有権原は国分寺市に帰属しているわけです。その中で出店要項というのは、平成27年11月1日に武蔵国分寺公園内において、どの市民団体が出店できるかという要項を決めているんですね。しかし、そのことを決めることができるのは占有権原者の権限なんです。11月1日だけじゃなくて、10月27日から11月2日の間にこの公園をどの市民に利用させるか。どの市民団体に店出させるかということを決める権限というのは、国分寺市に帰属しているということは先ほど確認したと思うんですけども、その権限が国分寺まつりの実行委員会にどのように委任、もしくは代理されているのでしょうかということをお伺いしております。

横川政策法務課長 私の先ほどの答弁の中で、実行委員会が出店要項を決める権限については、そもそもそれは市にあるんだというようなお答えをした、その意図というのはありませんでした。

幸野委員 それは実質的に、課長の答弁になかったかもしれないんですけども、この期間、公園を占有しているのは国分寺市でしょう。占有というのは、ある意味では国分寺市以外の方が使用する際には、この占有権原者の許可が必要なんです。それは確認できますか。

宮本文化と人権課長 都立武蔵国分寺公園については、市民まつり、商工まつり、農業祭も含めて、会場については申請をして借りているということで、こちらについては慣例として市が今まで行っているということでございます。

幸野委員 だから市が占有権原者なわけでしょう。その期間は、国分寺市の権限に基づいて、誰が利用していいか、誰が出店していいかということを決める権限は国分寺市にしかないでしょう、今の時点では。今整理している時点では。

宮本文化と人権課長 こちらについては、あくまで公園を、会場を借りているということで占有しているのであって、出店の部分を制限等しているということではございません。

幸野委員 いやいや、出店も含めて、12ページの許可条件、出店なんていうことは書いてないんだけど、例えば5でありますけれども、「占有期間中に生じる事故により公園施設または第三者に損害を与えたとき、及び苦情などについては、占有者の責任と負担において対応することと書いてありますね。8番はごみの問題、これも占有者の責任と負担において」と。9も「事故・損害・苦情等が生じた場合は、占有者の責任と負担において一切の対応、復旧、処理等を行うこと」と書いてありますね。すなわち、占有というのは、読んで字のごとくなんですけれども、国分寺市が占有権を取得して、そういう意味でいけば、国分寺市以外の方の使用を制限できるということです。それが占有権なんです。そうじゃなかったら、こんな占有許可書なんて必要ないわけですから、誰でも自由に使いちゃうようなことであればね。だから、あくまでもこの占有許可書を見れば、国分寺市がこの期間の占有権を取得して、その権限を持っているということです。

国分寺まつりの実行委員会が出店要項を定めていますが、その出店要項というのは、まさに11月1日に、都立武蔵国分寺公園の中で出店できるという制限、条件を定めているんです。であるならば、この占有権原者とすれば、その国分寺まつり実行委員会に対して、何らかの権限の委譲、委任、代理というものがされていなければ、その権限というのを行使できないはずなんです、実行委員会はね。だからその権限はどのように委譲、委任、代理されているんですかということをお伺いしております。

宮本文化と人権課長 答弁繰り返すようですが、今言われている部分については、あくまで占用許可を、都立武蔵国分寺公園を会場としてお借りするということで申請を出し、それが許可されているということでございますので、出店等を制限するとか、公園の利用ができないということで許可を受けているわけではございません。

さの委員長 答弁が同じなんですけれども、今、質問者がお求めになるのは、公園を借りた市と、実際に祭りを行う実行委員会との権利の関係ですよね。そこを求めていますので、そこに触れるような答弁をしていただかないと、このまま同じ質問のやりとりになると思うんですけれども、そのあたり御答弁できる方いらっしゃいますか。質問者の質問の意はわかりますよね。理解に時間が必要なら、そのように申し出てください。

宮本文化と人権課長 こちらについては、都立武蔵国分寺公園、この期間を借りるという部分については、市民まつりと商工まつり、農業祭も含めて一体で会場をお借りしているということで、東京都のほうにはそういう形で申請を出させていただいております。

さの委員長 そういうことを求めているらっしゃるのではないですよね。

宮本文化と人権課長 その部分については、この期間、10月27日から11月2日までの間、この3つのお祭りの部分をあわせた形で使用できるということで許可をいただいて、それに基づいて実行委員会のほうで対応しているということでございます。

さの委員長 一定時間をとってきちっと答弁を整理しないと、このまま同じやりとりが続きますので、休憩を求めてください。

宮本文化と人権課長 答弁の整理をしたいと思いますので、一定時間をいただきたいと思っております。

さの委員長 暫時休憩といたします。

午前9時50分休憩

午前10時07分再開

さの委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

横川政策法務課長 お時間を頂戴しましてありがとうございました。先ほどの御質問の件でございますが、そもそも市は実行委員会の事務局として、東京都から占用許可を取得しております。事務局としての市は、実行委員会と別の独立した主体ではないと考えられる

ので、外部の第三者への場合のように、委任、あるいは授権というような考え方にはならないものと考えます。（同ページ中に訂正発言あり）

幸野委員 今、非常に重大な答弁をされているんですけども、市は事務局だから、実行委員会とは別の独立の主体ではないとおっしゃいましたか。一体化しているということですか。そうすると、国分寺市は補助金を出していますよね。国分寺市が一体化している団体に補助金を出すことというのは、まず可能なのかどうかお伺いしたい。

それから、これまで皆さんの答弁は、実行委員会が主体的に出店要項を決めているという答弁をされていました。実行委員会と別の独立の主体ではないという話になるんだったら、実行委員会の主体的な判断に国分寺市の主体的な判断も入っていると、こういうことになるんじゃないかと思うんですが、補助金の問題と、これまでの実行委員会が主体的に決めているという答弁との整合性をお伺いしたいと思います。

横川政策法務課長 私の答弁で修正をしたいところがございますので、委員長にお取り計らいを願いたいんですが、先ほど別の独立の主体ではないとお答えしましたが、これの意図は、最初に申し上げた実行委員会の事務局ということでありまして、つまり、実行委員会とその事務局という関係性、つまり、国分寺まつりを実行するという目的の中で連携していく、そういうまとまりであるという意味でお話ししたわけであって、いわゆる法律上の独立の主体ではない、一体であるという意味ではないということで御訂正をさせていただきたいと思いますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

さの委員長 それでは、発言の訂正を認めたいと思います。

幸野委員 すなわち、国分寺市はただ事務局をやっているというだけの話でしょう。その答弁だったら、これまでと何も変わらないじゃないですか。権限がそちらに行っているかどうかという説明には何もならないですよ。その答弁を修正するんだったら。じゃあ権限は一体どこにあるんですかと。事務局だと言うんだったら、事務局としての権限は何ですか。出店要項を決める権限はあるんですか、事務局として。

横川政策法務課長 市は実行委員会の事務局ということで、そもそも占用許可を申請するに当たって、実行委員会が決定した実施要項、こういったものも踏まえた中で占用の申請をしている。事務局の代表というか、事務局が幾つかありますが、その中の代表というか一つとして、一主体として申請をしているということでございますので、そこは、先ほど申し上げましたように、実行委員会を実施する目的のもとに集まった団体ということで整理をしますので、そういった場合については、特段、いわゆる純粋な例えば外部の第三者への委任、授権というような考え方にはならないのかなと考えます。

幸野委員 いわゆる実行委員会に国分寺市は入っていないですよ。事務局なんですよ。だから、それは全く別物なんです。ただ、事務局として動かれたとおっしゃっているんだけど、法的な占有権原というのは、今回資料で出していただいたように、国分寺市に、事務局に来ているんじゃないんです。国分寺市に占有許可権限が与えられているんです。だから、実行委員会が例えば出店要項を決めたいと、そういう権限を持たせたいということであるならば、何らかの形で委譲、委任、代理という形をお願いしなければいけないんです。

しかし、きょう、資料の13ページに、3)のところでお伺いしますが、国分寺市から国分寺まつり実行委員会へ同公園の貸し借りに関する一切の文書ありますかと、これを資料請求したんですが、ありませんと、文書ではね。明確に、これはっきりしちやっているんですね。だから、どこであるのかと私さっきから聞いていますけれども、文書ではあり得ないということははっきりしていたので、それ以外に何かあるのかという質問をしていたわけですが、残念ながらその答弁もないと。

それで、何でそうなっているのかというと、これは東京都の都立公園条例で決められているんです。都立公園条例の第20条、ありませんか。皆さん、多分お持ちじゃないと思うので読みますが、「権利の譲渡禁止等」というのがあるんです。「公園施設の設置若しくは管理の許可、都市公園の占有の許可または有料公園若しくは有料施設の使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡しまたは転貸することができない。」と書いてあるんです、都立公園条例の第20条に。すなわち国分寺市が占有許可を受けたら、残念ながら実行委員会には委譲、委任、代理させることはできないということなんです。

それで、権限がない中で、国分寺まつり実行委員会は出店要項を定めて、今回のこういう事態になっているわけですがけれども、その行為というのは、これは民法になりますけれども、代理権がないのにそういう法律的な行為を行った場合は無権代理という形になっちゃうんです。その枠内でそういう権限を行使するという行為自体が無権代理ということになって、原則無効だというふうになると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

横川政策法務課長 先ほど申しあげましたように、国分寺市は実行委員会の事務局であると。それは国分寺まつりを実行する団体が連携して国分寺まつりを実施していくという組織であると。ここの事務局として国分寺市が、言ってみれば国分寺まつりを実施する団体の集まりを代表して申請をしたということでございます。ですから、今、幸野委員がおっしゃったような、純粹に例えば第三者に対して委任とか、あるいは授權というような行為を特段行う必要はないのかなと考えております。

幸野委員 無権代理じゃないかという質問について、今の答弁だったので、ちょっと確認しますが、事務局としての権限は何ですか。出店要項を変える権限はあるんですか。

宮本文化と人権課長 事務局については、出店の部分について関与するということとはございません。

幸野委員 だから明らかに一体じゃないんです、そこは。事務局としての権限がきちんと分けられていて、まさに国分寺まつり実行委員会が主体的にこれまで決めてこられたんだけど、その主体的な、この公園の中で市民の利用を制限、あるいは条件をつけるという権限は残念ながらなかったと、無権代理だったということが質疑の中で明らかになったのではないのでしょうか。

法的な位置づけからすれば、私は、これは国分寺市が占有許可者として占有権原を行使して、国分寺まつり実行委員会の出店要項なり、あるいはどういう市民が利用されるか、あるいはどういう祭りを運営していくかということを経営的には決めなければならない立場にあるということなんだろうと思うんです。

そこで、先ほどちょっと公の施設の議論をさせていただきましたが、公の施設の中で差別的な取り扱いを不当にはいけないということも含めて、国分寺市に占有権原があるわけですから、公の施設の自治法の理念、精神に基づいてきちんと、今の不正常というか、そういう状態を正す責務があると思うんですが、いかがでしょうか。

宮本文化と人権課長 こちらの公園の占有については、その部分は今後東京都とも話をさせていただきたい。今後については、占有を市で行うのか、あるいは実行委員会なのかも含めて考えてまいりたいと考えます。

幸野委員 今後については、そういうふうに対応をせざるを得ないと私思っているんだけど、かといってこれまでの行為が果たして許されるのかという問題も申し上げなくはないんだけど、あるんですよ。もし、今の状況が不正常と思われて答弁されたのかどうかかわらないんだけど、法的な仕組みでこれまで、残念ながら権限のない実行委員会の方々が出店要項を決めると。そのことによって市民の利用が一定制限されるという占有権者の権限を超えた行為が行われてきていると。この問題というのは、ちょっと法的にきちんと整理する必要が出てくるだろうと。今後のことだけでなく、これまでの問題も含めてきちんと整理が必要だと考えますが、これは課長の範疇を超えていると思うんです。これまでも前副市長なんかを中心に答弁されていたということもありますので、一定のそれこそ権限がある方にきちんとした意見表明をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。（「今の答弁についての確認を」と発言する者あり）どうぞ。

木村委員 久しぶりにこのテーマで発言をさせていただきます。幸野委員の御請求の資料第57号を拝見していました。その12ページの占有許可書ですけれども、まさにこの許可条件というのが市に対して付与されている権限、どういうことをしなければいけない、どういうことは認めるよということが列挙されている部分なのかなと。お伺いしたいのは、10番、「都市公園法、その他関係法令を遵守するとともに」と、法令関係の遵守は当たり前ですよ。後段に、法令以外の部分ということになるかと思えますけれども、「詳細については管理所長の指示に従うこと」とあるんです。この管理所長というのは何かというと、同じ許可条件の中の2番に記されていて、武蔵国分寺公園管理所長と、すなわち東京都で

すよね。ということは、権限という今お話がありましたけれども、詳細について管理所長の指示に従わなければならないとなっているということは、必ずしも権限というものが無限に市に対して認められているとか、もとよりそういうことではないし、今議論になっている部分も、仮に管理所長からの指示があった場合に、それは市としても従わなければいけない。もし管理所長の言及が実行委員会に及んだとしても、それはここでいうところの管理所長の指示ですから、それにも従うと読めるわけですよ。

そうすると、必ずしも全てが全て幸野委員がおっしゃったとおりになるのかどうかというのは、私もわからない部分があるんです、ここはね。これだけ読む限りにおいては。ただ、私なりの読み方ではそう読み取れるかなと。例えば管理所長の指示が、これこれについては実行委員会の責任において下さいという指示があった場合にどうなるんだという疑問は残るんですよ、幸野委員の質疑を踏まえると。そこも東京都に確認をしていただきたいと思っています。今の前段の幸野委員の御指摘を踏まえた上でね。この管理所長の指示というのは、それこそどこまで権限を持っているのかね。どこまでの指示権限を持っているのか。その権限の行使の中でどういったことが言えるのか。ここで議論になっているところと言えば、実行委員会にかかわるような話まで言及できるのかどうか。ただ、文章上は、この許可書における、そこは詳細には述べていませんから、読む限りにおいては、そこにまで東京都の意思において及べるんじゃないかと。及べないのであるならば、それを制限する文言がそれはそれであってしかるべきなんだけれども、ちょっとそこは百のうち百読み取れないんだよね。そういう意味も含めて御確認をいただけますか。

宮本文化と人権課長 木村委員の御指摘の部分については、東京都のほうに確認を行ってまいりたいと考えます。

水越市民生活部長 武蔵国分寺公園の占用許可の関係についてですけれども、国分寺市としましては、国分寺まつりの実行委員会が主体で行っているものに対して、祭りの後援という立場で協力しております。事務局としても事務補助という形で、文化と人権課が携わっているということでございます。当市の後援については、国分寺市と国分寺市商工会、東京むさし農業協同組合の国分寺地区、この3団体が後援者として、この祭りの後援ということでついております。この祭りの占用許可についても後援の立場ということで、東京都のほうに国分寺市として申請をし、この3団体の3つの祭りを開催する、国分寺まつりと称して行うものに対して、実行委員会のほうで場所を確保した上で実施をしてきていただいたという経過が今までございました。

この実行委員会と市に対しての文書のやりとりについては、委員お求めの資料3)のとおり、文書に関するものは一切ございませんけれども、ここについては、市が後援の立場として、市民が実施主体で行う国分寺まつりの場所の確保について、通年どおりの申請を行って許可を受けてきたというところでございます。今後につきましても、東京都のほうへ確認するという、課長の答弁で申し上げましたけれども、管理所長の権限等の確認についてはさせていただきますということでございます。

幸野委員 残念ながら私の質問には、何一つとは言わないけれども、きちんと答えていただけなかったなと。後援とか事務局とかというのは、法的な権限は何もないんです。だから法的な権限が一体どのように委譲、委任、代理されているのかということは何度も何度も伺いましたけれども、それは出てこなかったということでいけば、今の質疑を通じて、明らかに法的な権限は市に帰属していると。であるならば、今の状況、事態を是正する責任も、私は国分寺市にあるだろうと思いますので、私自身、残念ながら納得いく答弁は出ていませんけれども、私はきちんとそこについては市のほうで整理をされたほうがいいんじゃないでしょうか。法的な問題ということになれば、議会だけにとどまらない対応という形になることも十分考えられる話だと思いますから、その辺できちんと皆さん方が説明つくのかということについて、私は、申しわけないけれども、今の議論を通じて、残念ながら市の正当性というか、この間の実行委員会が主体的に決めてきたことだという答弁の、その根拠になり得る法的な権限の部分というのは説明されていないと思いますので、そこはきちんとした市の対応というものを求めまして、終わりたいと思います。

さの委員長 それでは、木村委員のお求めの部分がございます。（「保留にしますか」と発言する者あり）木村委員、今求めた確認は早急……。 （「保留にしますか、それとも」「幸野委員に合わせます」「私は整理しちゃったから、それでいいんだったら」「そのうち。しかるべきところで」などと発言する者あり）了解しました。

1 番 (幸野おさむ君) (~ 中略 ~) 次の質問に移りたいと思います。

5 番、映画『シロウオ』の公演拒否の問題についてお伺いしたいと思います。この映画『シロウオ』というのは、原発の立地を阻止した自治体の住民へのインタビューを中心としたドキュメンタリー映画なわけですが、国分寺市が名義後援を拒否したということが朝日新聞や東京新聞に大々的に報道されると。新聞に報道される問題とすれば、国分寺まつりにおける九条の会やバイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった団体が出店できなくなったという問題に続いて、大きな報道がされたという状況でございます。

資料 5 - 1) を出させていただきました。何で名義後援が不承認になってしまったのかということですが、1 ページの 4 番にありますように、名義後援することができない理由は、「申請添付資料にある『原発の立地を断念させた』、『自然エネルギー中心の電力体制』等に示された政治的に論点が分かれている事項については、一方の考え方を指示する事業に対し、市が名義後援することは、市の政治的中立性を損ない、市民に混乱を招くおそれがあるため」ということが言われています。

3 ページに国分寺市名義後援事務取扱要綱というのがございまして、その対象事業の恐らく第 3 条第 1 項第 10 号、「名義後援をすることにより市民に混乱を招くおそれのあるもの」については後援しないと。これにあたって、後援しなかったんだと思うんですが、具体的にどのような混乱を想定されて不承認にされたのでしょうか。

政策部長兼都市開発部長(内藤達也君) 原発の稼働や建設などは政治的な論点となり、そのようなことから立場により見解が分かれる事項であると考えております。このような事項に関する事業について、その一方を市が後援することは、後援した一方の考え方を市が支持したように市民が受け取るおそれがあるということから、この後援を承認しないというふうに判断したものでございます。

1 番 (幸野おさむ君) 具体的な混乱ということは、どういう混乱が想定されたのか、答弁の中ではうかがえなかったわけですが、政治的な論点があるということでした。政治的という問題については、国分寺まつりの議論を通じて、国分寺市としては政治的な判断というのは非常に難しい。何が政治的にあたるのかというのは判断基準が明確に示せないというのが、この間の議論だったと思うんです。

この名義後援の事務取扱要綱の中では、そこははっきりしているんです。すなわち第 1 項の第 2 号、第 3 号で、政治家もしくは政治団体に対する支持又は不支持になるようなもの、宗教団体又は政治団体が主催するものということで、この名義後援の要綱において政治的かどうかという判断については、政治家もしくは政治団体の支持、不支持、あるいは主催するものが政治的なんだということが明確になっているんです。それに加えて、第 10 号で混乱を招くということをおっしゃるのは、私は行き過ぎた拡大解釈になるのではないかと危惧するところです。

これが何でこれだけ大きく報道されたのか、また私もこの質問を取り上げるのかということですが、恐らく市の皆さんとすれば原発に反対する立場だから不承認だったと。推進する側についても不承認にしますよというふうに分言したいんだろうと思うんです。ただ、問題は、全く真っ白な白紙の状態での2つの立場を市として判断するということでは、公平・公正なのかもしれません。しかし、そうではないんです。何がそうではないのか。それは国家権力が原発を推進するという立場に立っているという中においての原発に反対する市民の立場があるということなんです。すなわち推進する側も反対する側も後援しないよということになると、残るのは国家権力だけが原発を推進しているという問題になるんです。ただ、ここにも書いてありますけれども、場所自体を貸さないわけではないよと。表現の自由とか言論の自由というものに抵触しないという意味なんだろうと思うんですが、今の権力対市民という関係でいけば、そういう方向につながるおそれがあるから、これだけ大きな問題になっているんだろうと思うんです。

それは何でなのかということ、実は、日本はずか70年前には言論統制がしかけていたんです、現実に。いわゆる新聞法でありますとか、出版法、国家総動員法、治安維持法、国家機密法などによって表現の自由というのが極めて厳しく制限されていたんです。国家政策に対する批判ができなかった。混乱を招くようなことは許されなかった。共産党主義の思想なども宣伝することができなかったということも言われています。植民地の独立運動などもできなかった。そういう言論、表現の自由が極めて制限された闇の時代が日本にはあったんです。それが戦後、権力に対して言論の自由、表現の自由を保障するということが、日本国憲法に明確にうたわれたわけでございます。

ですから、一般市民同士の言論の自由や表現の自由というのも非常に大事なわけですが、でも、より重要視されなければならないのは権力に対する言論の自由、表現の自由なんです。日本国憲法の第12条にはこう書いてあります。この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないということで、権力に対する言論の自由、表現の自由というのは基本的な人権としては極めて重要視されているわけですが、それがここで保障されています。だから戦後、日本はこの権力に対する言論の自由、表現の自由というのは非常に大切にされてきたんです。それが名義後援されなかったということで、これだけ大きな問題になっているということがあるんだろうと思うんです。

私は市長に最後に一言言いたいです。そういう戦前の問題も含めて、こういう問題というのは慎重に扱っていただきたいということを求めて、最後、答弁をいただいて、終わりたいと思います。

市長（井澤邦夫君） 先ほど政策部長のほうからお話をしたように、政治的に意見の分かれるものについて、どちらかのものに名義後援をするということは、そちらの立場を支持するというにあたります。大きな問題になったと言いますが、マスコミに取り上げられたということだというふうには私は理解をしております。ただそれだけだと思いました。